

基労発第 0318001 号

平成 20 年 3 月 18 日

独立行政法人労働者健康福祉機構

理事長 伊藤庄平 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部長



筋電電動義手の研究用支給に係る協力依頼について

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より、労災補償行政の推進について、格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険における義肢等補装具支給制度にあつては、1 上肢を手関節以上で失った者に対し適正に筋電電動義手を支給するため、別紙 1 のとおり、平成 20 年 4 月 1 日から研究用支給を実施する予定です。

ついでには、筋電電動義手の研究用支給の趣旨を御理解の上、別紙 2 の労災病院及び医療リハビリテーションセンターにおいて、研究用支給に御協力をいただきたく、お願い申し上げます。

なお、御了解いただける場合には、平成 20 年 3 月 25 日までに、別添「承諾書」により御回答いただきますようお願い申し上げます。

(連絡先)

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課

医事係 中村、高橋

電話 03-5253-1111

内線 5565

平成20年4月から実施予定の筋電電動義手の研究用支給について

1 趣旨

1 上肢を手関節以上で失った者に対する筋電電動義手の適正な支給の研究に資するため、1 上肢を手関節以上で失った者に対する筋電電動義手の装着訓練及び適合判断を実施する医療機関（以下「協力医療機関」という。）において、筋電電動義手の装着訓練及び適合判定を行った上で、1 上肢を手関節以上で失った者に対し筋電電動義手の研究用支給を実施し、支給事案の収集及び分析を行う。

2 実施期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日までとする。

3 協力医療機関

(1) 協力医療機関

筋電電動義手の適正な支給に資するため、筋電電動義手の症例収集、研究等を行う必要があることから、筋電電動義手の装着訓練及び適合判定については、筋電電動義手の実績等を有する協力医療機関において実施する。

(2) 協力医療機関の実施事項

ア 装着訓練の実施

協力医療機関は、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に対し筋電電動義手の研究用支給を希望した者に対し、筋電電動義手を装着できるように訓練を行う。

また、装着訓練期間は、原則として4週間とする。

ただし、訓練期間を延長すれば、筋電電動義手の装着が可能であると担当医師が判断した場合は、原則として最大4週間の訓練期間を延長することができる。

イ 適合判定の実施

協力医療機関は、装着訓練終了後、支給対象者の要件を満たす者か判断する。

ウ 調査の実施

協力医療機関は、装着訓練終了後、申請者に対し「労災保険における筋電電動義手の装着について（筋電電動義手の訓練後）」（様式第2号）により調査を行い、速やかに、調査結果を所轄局長に提出する。

エ 適合判定等の報告

協力医療機関は、申請者の筋電電動義手の適合判定結果を「適合判定結果について」（様式第4号）により所轄局長に報告するとともに、装着訓練結果を「労災保険の試験給付で支給した筋電電動義手装着者の装着訓練について」（様式第3号）により所轄局長に提出する。

4 装着訓練料及び適合判断料

装着訓練及び適合判定に要する費用は、原則として、外科後処置実施要綱の6の「費用の算定方法」により算定した額とするが、次の場合は、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による診療報酬の算定方法の別表第1医科診療報酬点数表に定める区分の点数に労災保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定基準に定める単価を乗じて得た額とする。

- (1) 筋電電動義手の装着訓練（装着訓練20分あたり1単位とし、1日6単位までとする。）

運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

- (2) 筋電電動義手の適合判定

診療情報提供料（Ⅱ）

- (3) 練習用仮義手の処方、採型、装着及び調整等（訓練用仮義手1個につき1回限りとする。）

練習用仮義足又は仮義手の義肢装具採型法（四肢切断の場合）（1肢につき）

- (4) 練習用仮義手のソケット

41,000円

- 1 美唄労災病院
- 2 東北労災病院
- 3 関東労災病院
- 4 燕労災病院
- 5 中部労災病院
- 6 大阪労災病院
- 7 吉備高原医療リハビリテーションセンター
- 8 九州労災病院

(別添)

承 諾 書

平成 年 月 日

厚生労働省労働基準局労災補償部長 殿

印

平成20年 月 日付け基労発第 号をもって依頼のあった下記の労災病院及び医療リハビリテーションセンターについて、筋電電動義手の研究用支給に係る協力医療機関とすることを承諾します。

また、協力医療機関として、装着訓練及び適合判定を行うに当たり、「筋電電動義手の研究用支給実施要綱」を順守します。

記

美唄労災病院

東北労災病院

関東労災病院

燕労災病院

中部労災病院

大阪労災病院

吉備高原医療リハビリテーションセンター

九州労災病院

基労発第 0318002 号

平成 20 年 3 月 18 日

J R 東京総合病院 院長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部長



筋電電動義手の研究用支給に係る協力依頼について

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より、労災補償行政の推進について、格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険における義肢等補装具支給制度にあつては、1 上肢を手関節以上で失った者に対し適正に筋電電動義手を支給するため、別紙のとおり、平成 20 年 4 月 1 日から研究用支給を実施する予定です。

ついては、筋電電動義手の研究用支給の趣旨を御理解の上、研究用支給に御協力をいただきたく、お願い申し上げます。

なお、御了解いただける場合には、平成 20 年 3 月 25 日までに、別添「承諾書」により御回答いただきますようお願い申し上げます。

(連絡先)

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課

医事係 中村、高橋

電話 03-5253-1111

内線 5565

平成 20 年 4 月から実施予定の筋電電動義手の研究用支給について

1 趣旨

1 上肢を手関節以上で失った者に対する筋電電動義手の適正な支給の研究に資するため、1 上肢を手関節以上で失った者に対する筋電電動義手の装着訓練及び適合判断を実施する医療機関（以下「協力医療機関」という。）において、筋電電動義手の装着訓練及び適合判定を行った上で、1 上肢を手関節以上で失った者に対し筋電電動義手の研究用支給を実施し、支給事案の収集及び分析を行う。

2 実施期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

3 協力医療機関

(1) 協力医療機関

筋電電動義手の適正な支給に資するため、筋電電動義手の症例収集、研究等を行う必要があることから、筋電電動義手の装着訓練及び適合判定については、筋電電動義手の実績等を有する協力医療機関において実施する。

(2) 協力医療機関の実施事項

ア 装着訓練の実施

協力医療機関は、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に対し筋電電動義手の研究用支給を希望した者に対し、筋電電動義手を装着できるように訓練を行う。

また、装着訓練期間は、原則として 4 週間とする。

ただし、訓練期間を延長すれば、筋電電動義手の装着が可能であると担当医師が判断した場合は、原則として最大 4 週間の訓練期間を延長することができる。

イ 適合判定の実施

協力医療機関は、装着訓練終了後、支給対象者の要件を満たす者か判断する。

ウ 調査の実施

協力医療機関は、装着訓練終了後、申請者に対し「労災保険における筋電電動義手の装着について（筋電電動義手の訓練後）」（様式第2号）により調査を行い、速やかに、調査結果を所轄局長に提出する。

エ 適合判定等の報告

協力医療機関は、申請者の筋電電動義手の適合判定結果を「適合判定結果について」（様式第4号）により所轄局長に報告するとともに、装着訓練結果を「労災保険の試験給付で支給した筋電電動義手装着者の装着訓練について」（様式第3号）により所轄局長に提出する。

4 装着訓練料及び適合判断料

装着訓練及び適合判定に要する費用は、原則として、外科後処置実施要綱の6の「費用の算定方法」により算定した額とするが、次の場合は、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による診療報酬の算定方法の別表第1医科診療報酬点数表に定める区分の点数に労災保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定基準に定める単価を乗じて得た額とする。

- (1) 筋電電動義手の装着訓練（装着訓練20分あたり1単位とし、1日6単位までとする。）

運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

- (2) 筋電電動義手の適合判定

診療情報提供料（Ⅱ）

- (3) 練習用仮義手の処方、採型、装着及び調整等（訓練用仮義手1個につき1回限りとする。）

練習用仮義足又は仮義手の義肢装具採型法（四肢切断の場合）（1肢につき）

- (4) 練習用仮義手のソケット

41,000円

(別添)

承 諾 書

平成 年 月 日

厚生労働省労働基準局労災補償部長 殿

印

平成20年 月 日付け基労発第 号をもって依頼のあった下記の施設
について、筋電電動義手の研究用支給に係る協力医療機関とすることを承諾し
ます。

また、協力医療機関として、装着訓練及び適合判定を行うに当たり、「筋電
電動義手の研究用支給実施要綱」を順守します。

記

(医療機関名)

(所在地)

基労発第 0318002 号

平成 20 年 3 月 18 日

国立身体障害者

リハビリテーションセンター 総長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部長



筋電電動義手の研究用支給に係る協力依頼について

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より、労災補償行政の推進について、格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険における義肢等補装具支給制度にあつては、1 上肢を手関節以上で失った者に対し適正に筋電電動義手を支給するため、別紙のとおり、平成 20 年 4 月 1 日から研究用支給を実施する予定です。

については、筋電電動義手の研究用支給の趣旨を御理解の上、研究用支給に御協力をいただきたく、お願い申し上げます。

なお、御了解いただける場合には、平成 20 年 3 月 25 日までに、別添「承諾書」により御回答いただきますようお願い申し上げます。

(連絡先)

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課

医事係 中村、高橋

電話 03-5253-1111

内線 5565

平成20年4月から実施予定の筋電電動義手の研究用支給について

1 趣旨

1 上肢を手関節以上で失った者に対する筋電電動義手の適正な支給の研究に資するため、1 上肢を手関節以上で失った者に対する筋電電動義手の装着訓練及び適合判断を実施する医療機関（以下「協力医療機関」という。）において、筋電電動義手の装着訓練及び適合判断を行った上で、1 上肢を手関節以上で失った者に対し筋電電動義手の研究用支給を実施し、支給事案の収集及び分析を行う。

2 実施期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日までとする。

3 協力医療機関

(1) 協力医療機関

筋電電動義手の適正な支給に資するため、筋電電動義手の症例収集、研究等を行う必要があることから、筋電電動義手の装着訓練及び適合判断については、筋電電動義手の実績等を有する協力医療機関において実施する。

(2) 協力医療機関の実施事項

ア 装着訓練の実施

協力医療機関は、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に対し筋電電動義手の研究用支給を希望した者に対し、筋電電動義手を装着できるように訓練を行う。

また、装着訓練期間は、原則として4週間とする。

ただし、訓練期間を延長すれば、筋電電動義手の装着が可能であると担当医師が判断した場合は、原則として最大4週間の訓練期間を延長することができる。

イ 適合判定の実施

協力医療機関は、装着訓練終了後、支給対象者の要件を満たす者が判断する。

ウ 調査の実施

協力医療機関は、装着訓練終了後、申請者に対し「労災保険における筋電電動義手の装着について（筋電電動義手の訓練後）」（様式第2号）により調査を行い、速やかに、調査結果を所轄局長に提出する。

エ 適合判定等の報告

協力医療機関は、申請者の筋電電動義手の適合判定結果を「適合判定結果について」（様式第4号）により所轄局長に報告するとともに、装着訓練結果を「労災保険の試験給付で支給した筋電電動義手装着者の装着訓練について」（様式第3号）により所轄局長に提出する。

4 装着訓練料及び適合判断料

装着訓練及び適合判定に要する費用は、原則として、外科後処置実施要綱の6の「費用の算定方法」により算定した額とするが、次の場合は、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による診療報酬の算定方法の別表第1医科診療報酬点数表に定める区分の点数に労災保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定基準に定める単価を乗じて得た額とする。

- (1) 筋電電動義手の装着訓練（装着訓練20分あたり1単位とし、1日6単位までとする。）

運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

- (2) 筋電電動義手の適合判定

診療情報提供料（Ⅱ）

- (3) 練習用仮義手の処方、採型、装着及び調整等（訓練用仮義手1個につき1回限りとする。）

練習用仮義足又は仮義手の義肢装具採型法（四肢切断の場合）（1肢につき）

- (4) 練習用仮義手のソケット

41,000円

(別添)

承 諾 書

平成 年 月 日

厚生労働省労働基準局労災補償部長 殿

印

平成20年 月 日付け基労発第 号をもって依頼のあった下記の施設
について、筋電電動義手の研究用支給に係る協力医療機関とすることを承諾し
ます。

また、協力医療機関として、装着訓練及び適合判定を行うに当たり、「筋電
電動義手の研究用支給実施要綱」を順守します。

記

(医療機関名)

(所在地)



基労発第 0318002 号

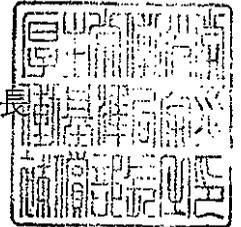
平成 20 年 3 月 18 日

兵庫県立総合

リハビリテーションセンター 所長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部長



筋電電動義手の研究用支給に係る協力依頼について

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より、労災補償行政の推進について、格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険における義肢等補装具支給制度にあつては、1 上肢を手関節以上で失った者に対し適正に筋電電動義手を支給するため、別紙のとおり、平成 20 年 4 月 1 日から研究用支給を実施する予定です。

ついては、筋電電動義手の研究用支給の趣旨を御理解の上、研究用支給に御協力をいただきたく、お願い申し上げます。

なお、御了解いただける場合には、平成 20 年 3 月 25 までに、別添「承諾書」により御回答いただきますようお願い申し上げます。

(連絡先)

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課

医事係 中村、高橋

電話 03-5253-1111

内線 5565

平成 20 年 4 月から実施予定の筋電電動義手の研究用支給について

1 趣旨

1 上肢を手関節以上で失った者に対する筋電電動義手の適正な支給の研究に資するため、1 上肢を手関節以上で失った者に対する筋電電動義手の装着訓練及び適合判断を実施する医療機関（以下「協力医療機関」という。）において、筋電電動義手の装着訓練及び適合判定を行った上で、1 上肢を手関節以上で失った者に対し筋電電動義手の研究用支給を実施し、支給事案の収集及び分析を行う。

2 実施期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

3 協力医療機関

(1) 協力医療機関

筋電電動義手の適正な支給に資するため、筋電電動義手の症例収集、研究等を行う必要があることから、筋電電動義手の装着訓練及び適合判定については、筋電電動義手の実績等を有する協力医療機関において実施する。

(2) 協力医療機関の実施事項

ア 装着訓練の実施

協力医療機関は、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に対し筋電電動義手の研究用支給を希望した者に対し、筋電電動義手を装着できるように訓練を行う。

また、装着訓練期間は、原則として 4 週間とする。

ただし、訓練期間を延長すれば、筋電電動義手の装着が可能であると担当医師が判断した場合は、原則として最大 4 週間の訓練期間を延長することができる。

イ 適合判定の実施

協力医療機関は、装着訓練終了後、支給対象者の要件を満たす者か判断する。

ウ 調査の実施

協力医療機関は、装着訓練終了後、申請者に対し「労災保険における筋電電動義手の装着について（筋電電動義手の訓練後）」（様式第2号）により調査を行い、速やかに、調査結果を所轄局長に提出する。

エ 適合判定等の報告

協力医療機関は、申請者の筋電電動義手の適合判定結果を「適合判定結果について」（様式第4号）により所轄局長に報告するとともに、装着訓練結果を「労災保険の試験給付で支給した筋電電動義手装着者の装着訓練について」（様式第3号）により所轄局長に提出する。

4 装着訓練料及び適合判断料

装着訓練及び適合判定に要する費用は、原則として、外科後処置実施要綱の6の「費用の算定方法」により算定した額とするが、次の場合は、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による診療報酬の算定方法の別表第1医科診療報酬点数表に定める区分の点数に労災保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定基準に定める単価を乗じて得た額とする。

- (1) 筋電電動義手の装着訓練（装着訓練20分あたり1単位とし、1日6単位までとする。）

運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

- (2) 筋電電動義手の適合判定

診療情報提供料（Ⅱ）

- (3) 練習用仮義手の処方、採型、装着及び調整等（訓練用仮義手1個につき1回限りとする。）

練習用仮義足又は仮義手の義肢装具採型法（四肢切断の場合）（1肢につき）

- (4) 練習用仮義手のソケット

41,000円

(別添)

承 諾 書

平成 年 月 日

厚生労働省労働基準局労災補償部長 殿

印

平成20年 月 日付け基労発第 号をもって依頼のあった下記の施設
について、筋電電動義手の研究用支給に係る協力医療機関とすることを承諾し
ます。

また、協力医療機関として、装着訓練及び適合判定を行うに当たり、「筋電
電動義手の研究用支給実施要綱」を順守します。

記

(医療機関名)

(所在地)